

事 務 連 絡
平成 15 年 7 月 15 日

司法制度改革推進本部事務局
行政訴訟担当 御中

内閣官房内閣総務官室

「行政訴訟検討会における主な検討事項」についての意見について（回答）

平成 15 年 6 月 26 日付け事務連絡により御照会のあった標記については、内閣官房が所管する行政分野に与える影響はありません。

なお、執行停止に対する内閣総理大臣の異議の制度（行政事件訴訟法第 27 条）については、内閣の首長たる内閣総理大臣の権限に属するものと考えられるところ、内閣及びその首長たる内閣総理大臣を補助する機関である内閣官房としても関心をもっており、三権分立に係る司法と行政との関係における内閣総理大臣の権限の在り方の観点からもより十分な検討を要するのではないかと考える。